

機能性表示食品制度に係る 届出データベースの概要

平成28年3月

消費者庁食品表示企画課

1. 届出データベースの構築の経緯等

<経緯>

◆製造所固有記号制度

食品衛生法に基づく製造所固有記号の届出については、利用開始時に届出を必要としているが、その製造所固有記号に有効期間がないため、利用されなくなった製造所固有記号が有効なものとして登録されているという課題がある。また、郵送による届出であるため、届出内容の確認に一定程度の期間が必要となっている。

◆機能性表示食品制度

現在は、郵送による届出であるため、手続上の手間が掛かるとともに、情報公開のための環境整備も不十分であり、検索も不便な状況である。

⇒「届出データベース」の構築(平成28年4月1日運用開始予定)

<届出データベースの構築によるメリット>

	製造所固有記号制度	機能性表示食品制度
消費者	製造所固有記号に代えられている製造所の情報(名称、所在地等)にアクセスできるようになる。	キーワード(届出者名、機能性関与成分名等)により検索を行い、知りたい情報に簡便にアクセスできるようになる。
事業者	郵送による届出からオンライン手続による届出となることから、手続完了までの確認期間が短縮される。 記入漏れ等は自動的にチェックされるため届出前に確認ができる。	郵送による届出からオンライン手続による届出になることから、手続上の手間が削減される。 記入漏れ等は自動的にチェックされるため届出前に確認ができる。

2. 機能性表示食品制度について

(1) 機能性表示食品の届出フロー

- ①届出データベースにログインするため、届出者の基本情報に関する届出を行う。
- ②ログインIDにより、届出データベースへログインし、機能性表示食品の届出を行う。

①届出者の基本情報に関する届出
※初回のみ

届出者の基本情報の作成



届出者の基本情報に関する
届出書の印刷



届出者の基本情報の確認(消費者庁)



ログインID及び仮パスワード発行

②機能性表示食品の届出
※食品ごと

届出食品基本情報及び各様式の作成



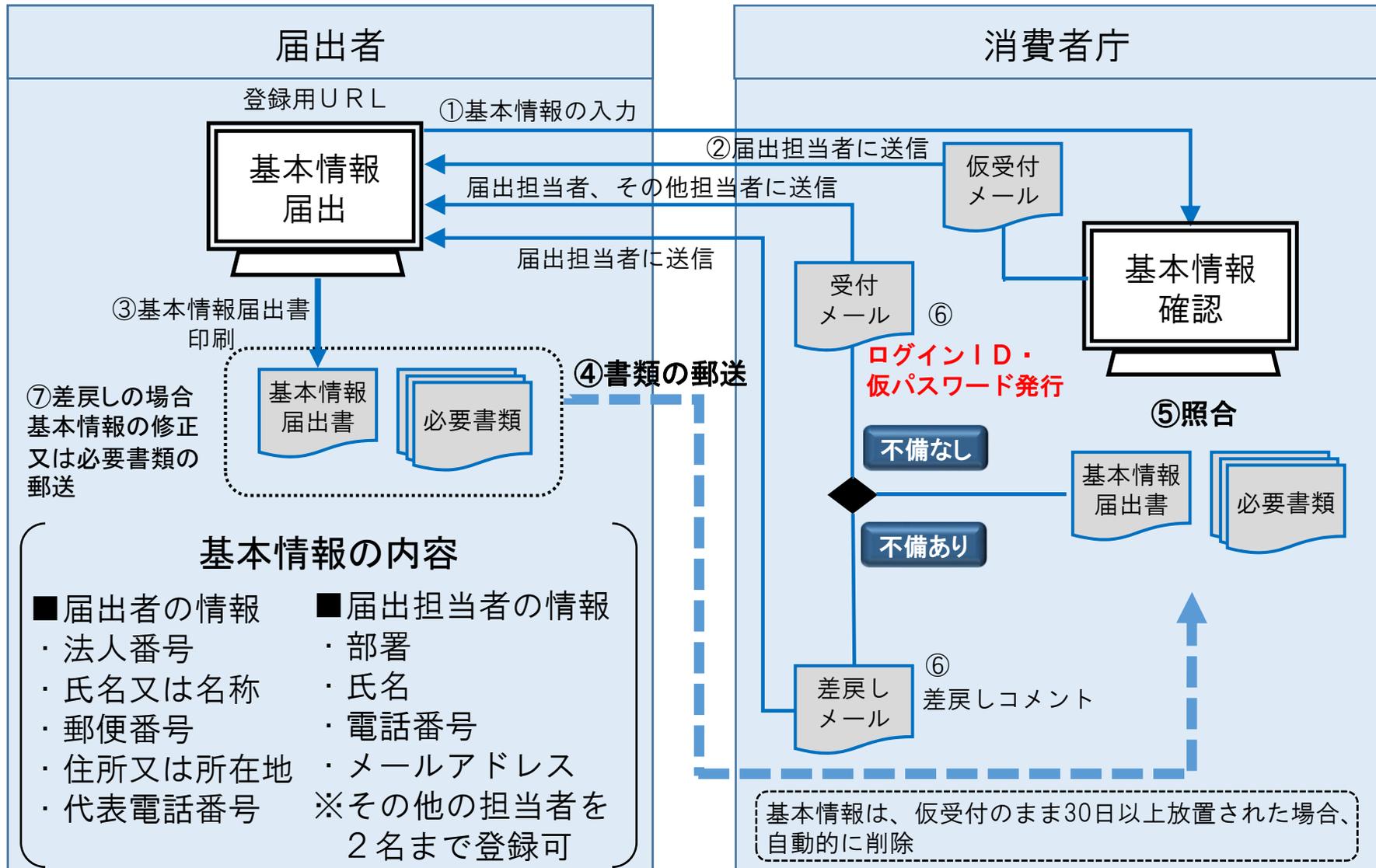
届出内容の確認(消費者庁)



届出番号の発番
届出情報についてWeb上で公開

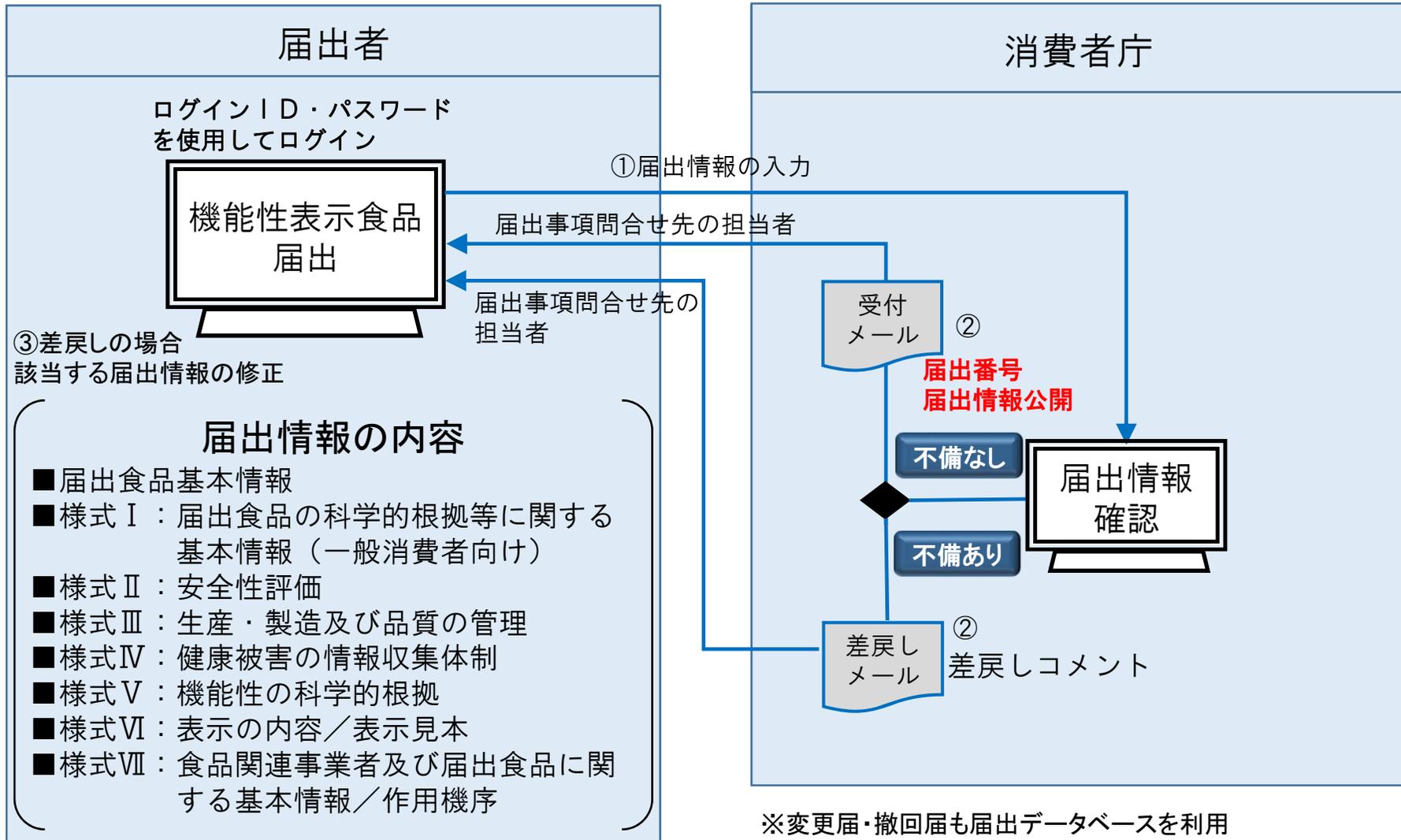
(2)届出者の基本情報に関する届出

【機能性表示食品制度届出データベースの利用に必要なID等の取得】



(3) 機能性表示食品の届出

【機能性表示食品制度届出データベースを利用】



(4) 機能性表示食品の届出情報の検索

◆検索の方法

一般消費者等が検索項目にキーワードを入力して検索を行う。

検索項目

届出番号、届出日、届出者、商品名、食品の区分、機能性関与成分を含む原材料名、機能性関与成分名、表示しようとする機能性、機能性の評価方法

◆検索結果の表示

各商品の「詳細」をクリックすると、当該商品の様式 I（届出食品の科学的根拠等に関する基本情報（一般消費者向け））の情報が表示される。更に詳しい情報については、詳細画面の各様式のボタンをクリックすることで、届出情報の詳細を確認することができる。

（イメージ）

届出番号	届出日	法人番号	届出者名	商品名	食品区分	機能性関与成分名	変更	撤回	
									詳細
									詳細
									詳細